第33章 紛争処理手順について（クラブ会則第 10 条 2・5 項）

ライオンズクラブのすべての紛争については、紛争処理手順に従って解決されなければなりません。

(1) 紛争のいかなる当事者も、紛争処理の要請の根拠となる事態の発生を知った日、もしくは知っているべきであった時点から 30 日以内に、書面により地区ガバナーに対して紛争処理を要請することができます。
抗議申立て文章の写しは被申立人にも送られなくてはなりません。

(2) 地区ガバナーは、紛争処理要請受領日から 15 日以内に紛争のいかなる当事者に対しても中立な立場の調停者を 1 名（元地区ガバナー）任命し、紛争の処理または裁決をするために適切かつ必要なすべての権限を与えます。

(3) 任命された調停者に対して不服がある場合には、不服を唱える当事者が不服理由を明記した文章を、任命通知受領から 10 日以内に地区ガバナー・チーム（地区ガバナー・第一副地区ガバナー・および第二副地区ガバナー）に提出しなければなりません。

(4) 不服内容が立証された場合あるいは不服主張を退けた場合は、地区ガバナー・チームの多数決によって決定されます。

(5) 調停者は任命後 30 日以内に紛争調停を目的とする当事者間の会議開催を手配しなければなりません。

(6) 調停者は当事者間の最初の会議が開催された日から 30 日以内に書面によって裁定を行わなければなりません。